平成２９年（フ）第６３号
山形市あこや町１丁目20番20号
破産者　松田　　淳
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７号
山形県最上郡真室川町大字川ノ内2116番地３、前住所山形県新庄市金沢1823番地の14
破産者　大山　昭洋
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第６号
山形県新庄市十日町1319番地、前住所山形県最上郡真室川町大字川ノ内2259番地
破産者　舟生　喜悦
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２９９号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目65番地１
破産者　福本　純也
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５７号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目40番８号
破産者　富樫　　亮
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第８２号
相模原市中央区青葉２丁目８番10号
破産者　畠山　正行
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０９号
相模原市中央区上溝１丁目12番11号　グランドハイム田口Ⅰ　201号室、開始決定時の住所相模原市中央区中央６丁目６番３号　レインボーハイツ203号
破産者　山田　和則
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２２８号
相模原市南区古淵１丁目13番36号
破産者　山内　一慶
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９７号
山梨県甲斐市名取105番地１　アヴィーロード110、前住所山梨県甲斐市富竹新田919番地７　ステータス919　202　旧住所　山梨県甲斐市竜王新町1099番地１
破産者　早川　良平
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
山梨県南アルプス市百々1252番地１
破産者　金丸　和洋
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５５号
愛知県日進市赤池１丁目2801番地　エクセルヤマキ７Ｃ、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目７番地５
破産者　加藤百合子
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６１４号
愛知県半田市住吉町４丁目121番地の５
破産者　加藤　由美
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１０５号
大阪市都島区中野町２丁目９番19号ＥＰＯ都島レジデンスⅡ101号
破産者　清水　康史
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５号
大阪市西区立売堀５丁目８番26号　201
破産者　西山　明宏
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３３号
大阪市東住吉区矢田１丁目10番６号　清貴マンション302号
破産者　谷地三千男
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３４号
大阪市東住吉区矢田１丁目10番６号　清貴マンション302号
破産者　古岡明子こと　李　　明子
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４９号
大阪府池田市渋谷３丁目７番９号（305）
破産者　平野　信行
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６６号
大阪府交野市私部４丁目60番５号
破産者　塩山　　仁
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部